

燕市立燕東小学校いじめ防止基本方針

はじめに

この燕市立燕東小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定、燕市いじめ防止基本方針（令和4年10月）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等のための基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

【いじめの定義】

当校では、いじめを、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

- ※ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

※ 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【いじめ類似行為の定義】

「いじめ類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

※ 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合を指す。

【基本的認識】

子どもの内面をより深く理解し、継続的に観察したり記録を蓄積したりしながら、以下のような基本的な認識を再確認し、早期発見に努めていく。

- ① いじめはどこの学校でも、どこの学級でも起こりうるという認識を全教職員がもち、隠れた事象や子どものサインを見逃さない。
- ② いじめめることは、絶対許されない行為であるという認識を学校全体に行きわたらせ、傍観も許さない。
- ③ いじめられている子どもの立場で考える。
- ④ 学校内に、担任以外で、子どもの悩みを受け入れる相談体制を整備する。
- ⑤ 豊かな心の育成に向けた、年間の教育計画を明らかにする。
- ⑥ 子どもとの信頼関係を築くために、日頃の対応を担当自ら自己点検する。
- ⑦ 保護者・地域との連携を深め、共に取り組む協力体制を築く。

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促していくことが必要である。そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

(2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行なう。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「児童アンケート」や「教育相談」を活用して学校の実態を把握し、取組の見直しを随時行なう。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめ見逃し等に対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

① 設置の目的

法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうために「いじめ・不登校対策委員会」による、いじめ防止等の対策のための組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生活指導主任・養護教諭・該当学年主任・担任とする。（必要に応じて、学校派遣カウンセラー、外部の専門家を含む）

③ 役割内容

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

◎保護者への意識啓発（法における保護者の責務等 第9条）

- ア 学校説明会等において、いじめの防止等に関する保護者責務と学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行なう。
- イ 保護者向けの啓発資料を年間1回以上配信する。

◎基本方針の周知（学校HPの活用）

○地域の活動によるいじめの未然防止

- ア 民生児童委員との懇談会や学校運営協議会の情報共有
- ウ PTA 地域委員との連携・情報共有

(5) 関係機関等との連携

- 警察、児童相談所、市教委、民生児童委員等との連携
- 中学校区保こ小中の連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ◎道徳教育の充実（教育計画 道徳教育全体計画、年間指導計画）
- ◎人権教育、同和教育の充実（教育計画 人権教育、同和教育全体計画）
- ◎燕東小学校いじめ防止学習プログラムの実施
- ◎社会性の育成
（仲良しペア活動 異学年縦割り交流活動 東っ子の学び方など）
- ◎児童がかかわるいじめ防止
（児童朝会 年2回のいじめ見逃しゼロスクール集会 毎日のあいさつ運動など）
- 中1ギャップ解消の取組
（中学校区絆スクール集会 中学校説明会 入学説明会 小中学校での情報交換）
- 日常的な職員間の連携・情報交換

(2) いじめの早期発見のための取組

◎いじめ相談窓口の設置

- ・児童→担任、学校職員
- ・地域、保護者→教頭、教務主任

◎定期的なアンケート（児童アンケート）等の実施

◎教育相談の充実

- ・教育相談旬間の実施
- ・アンケートの結果による教育相談
- ・日常の見取りによる教育相談

○日常の子どもの観察

（「気になる子ども」の情報共有、記録）

(3) いじめへの即時対応の取組

◎発生時の対応

ア 報告

- ・いじめの可能性のある情報及びいじめの情報を得た場合、情報を得た教職員は速やかに教頭、生活指導主任に報告する。

イ 状況把握

- ・可能な範囲で速やかな状況把握に努める。

◎事後の対応

ア いじめ不登校対策委員会

- ・いじめ不登校対策委員会を開き、基本的な対応方針を決定する。

イ 状況調査

- ・事実関係を確認する。（担任、学年主任、生活指導主任等複数で）
 - ・児童に対して
 - ・保護者に対して

◎対応方針の共有

- ア 全職員に事実関係を知らせ、学校の対応方針の共有を図る。

◎外部への対応

- ア 市教委に電話で第一報を入れる。

- イ 必要によっては中越教育事務所等関係諸機関に相談し、指導・助言を受ける。

- ウ マスコミや外部へは窓口を一本化し、管理職が対応する。

◎内部への対応

- ア 全職員による迅速かつ適切な対応をとる。

- ・いじめられている子どもの保護
- ・いじめをしている子どもへの指導
- ・いじめられている子どもの保護者への対応
- ・いじめをしている子どもの保護者への対応
- ・その他の児童、保護者に対する対応

3 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等を想定

イ いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む)

(2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

☆学校が調査主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

☆学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。